

機関番号：12501

研究種目：若手研究 (B)

研究期間：2009～2010

課題番号：21730039

研究課題名 (和文) 干渉の国際法規制における「客観法」と「主観法」の二元的規律構造

研究課題名 (英文) Objective law and subjective law in the international regulation of intervention

研究代表者

藤澤 巖 (FUJISAWA IWAO)

千葉大学・法経学部・准教授

研究者番号：20375063

研究成果の概要 (和文)：本研究では、国家間の干渉の国際法による規制について、客観法（抽象的なルール）と主観法（個別具体的な権利義務関係）という二つのレベルで規律がなされていることを明らかにした。具体的には、個別の干渉の適法性・違法性を判断する場合には、単に客観法を事実にあてはめるだけでは十分ではなく、関係国間の主観法を考慮にいれなければならないということが、19世紀以来の国家の慣行上一貫して認められてきたことを示した。

研究成果の概要 (英文)：In this research, I tried to show that international regulation of intervention between States consists of the two dimensions of objective law (abstract rules) and subjective law (legal relations). This means that for the determination of the legality or illegality of a particular intervention, one has not only to apply objective law on intervention to the facts, but also to subjective law between the States concerned.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	700,000	210,000	910,000
2010年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,200,000	360,000	1,560,000

研究分野：国際法

科研費の分科・細目：法学・国際法学

キーワード：干渉 国際法

1. 研究開始当初の背景

近年の国際法上の干渉についての研究は、国家の行動を規律する客観的な国際法規・法命題の存在およびその内容に、議論を集中させてきた。そこでの議論の枠組みは、干渉について客観法が存在するのか、あるいは法の欠缺・自由が存在するのか、という「全か無か」の二項対立であった。この二項対立は、「不干渉原則」は客観国際法の基本原則として存在することは一応承認された上で、禁止

される「干渉」＝「強制」の定義については客観的な規則が欠缺しているので実際には適用が困難であるという、広く共有された見解に典型的に表れている。客観法が存在しなければ、あとは国家の事実上の自由に委ねられるという観念が前提とされているのである。

しかし、主に海洋法分野で発達した、合法性とは区別される「対抗力」の理論でも指摘されているように、客観国際法規範の欠如は、

ただちに「法的なるもの」の不存在を意味するものではないはずである。

干渉の問題領域においては、この客観法と区別される「法的なるもの」の存在が、「主観法」＝権利義務関係の概念の下に激しく争われてきた事実を見出すことができる。そこで本研究では、干渉についての国際法の理論と実行において、客観法が欠缺していたとしても即座に事実上の自由に放逐するのではなく、さらに客観法を補完して干渉を規制しうる自立的な主観法の次元の可能性について検討する。

2. 研究の目的

(1) 国際法の理論史において、干渉の規制について客観法と主観法の二元的構成についての論争が存在してきたことを明らかにする。その上で、客観法に自立的な主観法の存在を否定する立場と、客観法と主観法の二元性を肯定する立場が、それぞれどのような論拠に基づいていたのかを比較検討し、主観法概念の理論上の利害得失を明らかにし、干渉論における主観法概念の意義を確定する。理論史における主観法概念の具体的な争点として特に着目するのは、「基本権」ないし「自然権」としての干渉権や独立権という理解である。この論点において、客観国際法に対抗する主観国際法＝権利義務関係の観念が、「実定法」に対峙する「自然法」の装いのもとに、顕現してきたと考えられるのである。

(2) 以上のような理論的知見を前提に、20世紀以降の国家実行を検討し、干渉に関する国家実行においても、主観法＝権利義務関係に相当する、客観法とは独立の次元が見出せることを示す。

3. 研究の方法

本研究では、干渉の法規制における、客観法とは自立的な主観法の領域の存在を示すことを目的とする。その方法は以下の通り。

(1) 干渉の学説史を辿り、客観法／主観法の二元論の理論的な意義を確定する。その際特に、「基本権」および「国内管轄事項」の概念の歴史的展開に着目する。「基本権」が、客観国際法秩序に対する主観法の自立性を表す概念であるのに対して、「国内管轄事項」はまさにそのような主観法を否定することを意図して主張されたと考えられるからである。

(2) 客観法と区別される主観法の次元が、国家実行にも存在することを確かめる。その際、研究の最大限の効率性を確保するために、特に20世紀初頭以降の米州の国家実行を検

討の中心とする。友好関係原則宣言に結実した不干渉原則の成文化は、米州での法典化に大きな影響を受けていることは一般に承認されている。また、武力によらないものとしては最も激しい強制の例である対キューバ経済制裁は、開始から既に50年が経過した20世紀後半を代表する国家実行であり、その内容の変遷を分析することによって、干渉に対する認識の変化を浮き彫りにすることができる。と考える。

4. 研究成果

(1) 「国内管轄事項」概念の意義

本研究の目的は、近年の先行研究では看過されている、客観法（法規・法命題）／主観法（権利義務関係）という古典的な対概念を、国際法に再導入する点にある。この二項対立は、20世紀前半までは、「国家の基本権」理論をめぐる論争などにおいて、強く意識されていたにもかかわらず、その後は忘却され、客観国際法による干渉の規制のみが検討の対象とされてきた。現在でも一般に用いられている、国内管轄事項の概念は、この客観法と主観法という問題関心を元来反映していた。

ケルゼンに見られるように、国内管轄事項概念の直接の前提は、客観法に基づく国際法構成であった。伝統的に客観法＝法は主観法＝権利義務関係との対照において理解されてきたものであり、基本的な問題関心は、両者の関係をどう捉えるかというものであった。客観法による法の構成は、主観法の自然法的前提および主観性を理由に、その自立的な役割を完全に否定することに主眼があった。国内管轄事項概念の導入の意義は、この主観法＝権利義務関係の概念の否定にあったと考えることができる。したがって、「権限」と「権利」を区別せずに互換的に用いる近年の学説は、この点で不正確であると結論づけることができる。

ケルゼンにおいて主観法が排除された理論的根拠は、法の実定性と客観性の要請および、その帰結としての強制規範としての法概念にあったと考えられる。それでは、彼の法理論の歴史的背景としては何を考えることができるだろうか。

しばしば指摘されるように、ケルゼンの法理論は単なる規範論理に還元されるものではなく、分権的な社会から集権的な法適用・執行機関を備えた社会への進化という、統合過程をもその内容とするものである。ケルゼンによれば、「実定法は、強制を指示する秩序の意味における強制秩序であるので、発展は必然的に、強制行為の実現のために、原始的法の状態ではなおそうであるようにその諸利益が害された者ではなく、特別の分業的に機能する、言葉の狭い意味における『機

関』である『裁判官』や『官吏』が定められることを導く。そのような分業的に機能する機関の形成においてはじめて、言葉の狭くかつ技術的な意味における『組織』を見出すとするなら、そのとき、正当性の明証性の欠如によりその諸規範が強制規範にならざるを得ない人間的・恣意的な定立という自らの性質および、それと結合した強制行為を実現する機関の必然性に基づいて、実定法は、強制秩序から特殊な強制『組織』になる内発的傾向を有する」。

ケルゼンにおいては、客観法・実定法秩序として国際法を認識することによって、将来的に強制が集権化されるという見通しが得られるのである。このような見方が、国際連盟に代表される戦間期の国際秩序を正当化する機能を有することは、戦争を不法に対する法の反応と捉えることにより、「戦争の中に、戦争を自救の手段から集権的かつ分業的に機能する諸法的保護機関の強制行為へと次第に変化させる発展、その最初のもちろんなおも控え目な形跡を国際連盟規約の中に見出すことができる法技術的発展の、出発点を認識することができる」という彼の言明に明らかであろう。

もちろんケルゼンの法概念は、国際社会および国際法だけを念頭に構成されたものではない。例えば、かつてケルゼンの弟子であったフェーゲリンが、強制規範としての法概念によって、「民事法および刑事法の構造が憲法へと拡張されること」が要請され、この要請を「ケルゼンは、憲法政策家としても、オーストリア憲法裁判所の設立への影響力を通じて部分的に実行した」という見方を提示していることにも注目すべきであろう。ケルゼンは、戦間期秩序における国内的及び国際的な集権化という文脈において、その理論的正当化を行ったという見方が成り立ちうるのである。

ケルゼンの法理論は、「存在」や自然法、主観的意思を法学から排除することによって、法の自立性を確立するものであった。ケルゼンによれば、この法の自立性は、法の妥当性の根拠づけ、すなわち法の正統性の問題の排除を意味する。すなわち、「自然法理論は、法として主張される規範の妥当性を、理性、自然、道徳またはその他の『より高次の』原理との当該規範の合致によってのみ正統化する。これに対し実証主義は、法の妥当性をさらに正当化することを、または言い換えれば、それに対して法が何らかの仕方では性質づけられた部分秩序として現れるより高次の秩序から導出することを、否定することによって、理性、自然または道徳に反する法規範も有効なものとして認識する」。

このケルゼンにおける法規範の正統性問題の排除について、シュミットは、「戦後期

の最初の十年は、国際法上、条約実証主義によって支配されていた。その姿勢と成果は、全体として、諸条約の神聖性および合意は拘束するという命題に依拠して、パリ郊外の諸条約の現状を合法化することにあり、またこの条約実証主義の上を、不可欠ではあるが学問的には完全に納得させるものではない洗練として、一方には平和主義の諸イデオロギーが、他方には、『純粹法学』の空虚かつすべてを含みかつなにも含まない表意文字および『論理的還元』が、浮動していた」と述べる。彼は、この「ウィーンに生まれた規範主義」の政治的機能が、ヴェルサイユ体制の合法性の論証にあったと捉えていると言えよう。

当のシュミットは、国家の生存の「基本権」、「諸国民の自決権」という「正統性原理」に基づいて、「ヴェルサイユの現状の合法性体制」の法的性格を否定した。ケルゼンは、まさにこのような主観法の形式をまとった「正統性」による、戦間期の実定国際法秩序への攻撃をあらかじめ封じるために、主観法を排除したと解釈することが可能であろう。

フェーゲリンは、純粹法学においては「法現象は原理的に規範現象に限定され、国家の秩序化および国家の基礎づけという規範化されない法理論的な諸行為は、原則としてその法現象としての性格を剥奪される」点に、外部権力により設立され、国家の存在について決断する対内政治権力が存在しなかったオーストリア共和国において純粹法学が強い影響力を有した理由を見出している。彼によると、ケルゼン理論においては、憲法は法学者の仮設である根本規範により委任されるとされる結果、「憲法は、人間の存在領域の秩序化という倫理的業績からその正統化を獲得するというところを、顧慮することが許されない」のであり、「なぜ憲法規範は従わなければならないのか」という問いに対する回答は与えられない。このようにして、「規範の正統性がもはや検証されない」結果、「実体なき形式化された合法性信仰」が生じる。フェーゲリンは、純粹法学が、「なぜ法規範に従わなければならないのか」という正統性の問題を排除し議論を合法性に限定することにより、オーストリア共和国を擁護する役割を有したことを示唆しているのである。

シュミットおよびフェーゲリンは、合法性と正統性という観点から、戦間期の実定的な国際秩序および国内秩序を背景に、正義や「存在領域」によるその正統性の問題を排除し、合法性のみによって両秩序を正当化するという政治的機能を、ケルゼンの法理論に見出していると言えよう。

他方、ケルゼンの客観法一元論の立場を一

貫させる場合、強制は客観法の実現という目的を負うことになるが、この強制の主体の範囲については内在的な限定を設けることができず、潜在的にはすべての者に強制権能が認められ、無秩序をもたらす危険がある。ケルゼンの議論に示されるように、客観法構成を貫徹すれば、すべての主体に強制権能が承認されることになりうるのである。フェアドロスはこの危険を意識して、一方で客観法構成から国内管轄事項概念を導入しつつ、他方で主観法の独自の地位を認めることによって、強制主体を限定し、結局は客観法と主観法の二元論構成を維持していたと解釈することができる。

また、客観法＝実定国際法だけに基づいて、国際社会における強制の規制を検討する場合、国家実行の限定性から、干渉の禁止される範囲は国内政体の選択等に過ぎず、多くの事項については国家間の強制の自由の余地が残される可能性が、フェアドロスによって示唆されていた。フェアドロスによる、自然法としての主観法＝基本的権利義務の再導入は、実定国際法の不完全性を主観法の次元により補完する目的があったと解釈することが可能である。

フェアドロスの影響力を考えれば、「権限」と「権利」を相互排他的とは捉えない近年の学説の起源の一つは、彼にあると考えることもできるかもしれない。もちろん、上記の二つの理論的な根拠が、現在の学説でも意識されているかどうかは別問題である。

他方で、学説とは対照的に、国家実行や ICJ が国内管轄事項概念の導入に慎重な理由は、この概念が、国家の主観法＝権利義務関係を否定し、強制主体の不特定化や強制の自由の放置を招く危険が潜在しているからではないかという仮説が成り立つ。この点を確かめるためには、国家実行および ICJ の実践の詳細な検討が不可欠であろう。

(2) 「二国間問題」概念の法的位置づけ

特に米国を中心とする 20 世紀後半の米州での実践においては、国際法の規制がまったく存在せず国内法や国家政策の一方的判断に委ねられる領域と、米州機構憲章に代表される客観国際法に規律された多国間フォーラムの関心領域との間に、第三の領域としての「二国間問題」の領域が自覚されていく過程を見出すことができると考えられる。具体的には、当初は米州機構・リオ条約の集団的手続きに基づき実施されていた集団的な対キューバ経済制裁が、70 年代半ばにおいて、それぞれの米州諸国とキューバとの二国間問題に分解されていった事実を確認できると考えられる。

米国によるキューバ制裁の問題に関する

国連総会での討論において、米国などは、当該制裁は不干渉原則のような国連憲章・国際法の基本原則によって評価される問題ではなく、米国とキューバの二国間問題であるので、国連総会という多国間フォーラムでの検討に適さないと繰り返し主張している。この「二国間問題」の観念において、不干渉原則という客観国際法は適用されないが、かといって米国が一方的に決定できる事実上の自由に属するわけでもない、二国間の権利義務関係＝主観法の領域の存在が示唆されていると考えられるのである。

1992 年以後の一連の国連決議では、「不干渉と不介入」の原則について前文が言及しているが、米国や EU などの西側諸国の反対の結果、米国の措置がキューバに対するこの原則の違反に当たるかどうかについては、まったく判断されていない。これらの諸国がこの点についての総会決議に反対するのは、米国による経済制裁は、米国とキューバの「二国間関係」の問題であり、総会は議論すべきでないという理由に基づいていた。最初に決議が採択された 1992 年の国連総会において、キューバは、友好関係原則宣言の規定を「拘束的な国際法」として適用し、米国の措置が経済的強制であり、キューバに対する違法な干渉であると主張した。これに対して米国は、「キューバが真に望んでいることは、米国のキューバに対する輸出入禁止という米国との二国間関係の側面に国際共同体を巻き込むこと」であり、「総会は、輸出入禁止という本質的に二国間の問題を扱うフォーラムではないし、キューバの決議はこの問題を扱う乗物ではない」と反論した。EC を代表して発言した英国もまた、「米国のキューバに対する貿易禁止は、第一義的には米国政府とキューバ政府の二国間の問題である」と述べ、ロシアも、「貿易・経済関係についての特定の諸問題を解決するためには、国際フォーラムよりも二国間交渉の文脈でそれらを考慮するのがより適切である」とした。第三世界の国の中にさえ、例えばヴェネズエラのように、「諸国の二国間関係やその諸状況から派生する通商上の含意に干渉するのはヴェネズエラの立場ではない。どこか他のフォーラムで、二国間の文脈で交渉し相違を解決することが、当事者の責任であることは、まったく明白である」と述べる国が存在した。

本研究での歴史的検討を前提に解釈するならば、ここでキューバの言う「拘束的な国際法」に対照されている「二国間関係」の観念は、友好関係原則についての議論で主張された、「確立された国際実行」や「相互信頼関係」と同様の対象を指示するものであると捉えることは不可能でないであろう。

フェアドロスは、実定国際法に先行する

「基本的権利義務」関係すなわち「主観法」の次元を承認していたが、これらの見解は、学説においても、国際法規則の限定性とその先にある次元について、一定の認識が存在したことを示唆するものと言えよう。「主観法」の概念は、このような国際法規則の外にある領域を理論化する試みとして評価することができるのである。

適用可能性の問題に関して、最後に留意すべきは、このような、国際法規則による規制の限定性と、その結果としての「確立された国際実行」や「相互信頼関係」、「二国間関係」への規律の送致は、単に国家実行上たまたま法規則が確立しなかったことの帰結ではなく、諸国が意図的に、国際法規則による規律の範囲を限定しようと試みてきたことの結果でもあることである。19世紀における英国の主張は、内乱への軍隊派遣が「自己保存」ないし「自衛」原則によっていかなる場合に正当化されるかは、あらかじめ法規則化すべきではないという見解を含んでいた。そこでは、干渉の許容規則を定立することによる、濫用の危険性が指摘されていた。逆に、20世紀米州において米国が干渉の定義の不存在を主張したのは、干渉と干渉に当たらない行為の区別において各国の政策判断の余地を残し、「自己保存」ないし「自衛」に基づく「関与」の実践が干渉の禁止により阻害されないことを狙ったからであった。同様に、友好関係原則宣言において、西側が「国際法規則」と別に「確立された国際実行」の概念を提起したのも、相互依存関係の深化した国際社会においては、国家間の相互的な影響力行使の自由が干渉の禁止規則により害されるべきではないという見方に基づいていた。

このように、問題が許容の規則化であるのかそれとも禁止の規則化であるのかは時代により異なり、その実質的根拠も、濫用の抑制であるか、国家の政策的判断の余地の確保であるか、相互依存の促進であるか、様々ではあるが、干渉についての国際法規則は限定的であるべきであるという観念が、国家実行の底流には常に存在してきた。こうして、干渉についての国際法規則の限定性は、必ずしも法の欠缺として消極的に捉えるべきものではなく、以上のような実質的根拠に基づき、各国の政策判断や「二国間関係」「確立された国際実行」に規制を委ねるといった積極的な目的を有すると考えることが許されるであろう。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計2件)

① 藤澤 巖、ドイツ・オーストリア関税同盟事件アンツィロッティ個別意見における国家の概念とその機能、国際関係論研究 査読有、28号、2011、31—61

② 藤澤 巖、不干渉原則における jurisdiction (compétence) 概念の意味、国際法外交雑誌、査読有、108巻3号、2009、1—30

〔学会発表〕(計1件)

① 藤澤 巖、不干渉原則における jurisdiction (compétence) 概念の意味、国際法学会、2009年5月9日、慶應義塾大学(東京都)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

藤澤 巖 (FUJISAWA IWAO)
千葉大学・法経学部・准教授
研究者番号：20375603

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：